

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課
不利益処分名	特定建設作業の振動の防止の方法等の改善命令
根 拠 法 令	振動規制法
根 拠 条 項	第15条第2項
連 絡 先	(電話 621-5213 )
処 分 基 準	1 処分の要件 法第15条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき。
	2 処分の内容 法第15条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
	参 考 事 項 法第15条第1項 (罰則) 法第25条
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)